

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回は、「いじめ」についてお伝えします。



いじめといえば、直接暴力を振るったり、悪口を言ったり、無視をしたり、モノを隠したりと様々な方法があり、人によってその内容や手口、つらさは異なります。しかしどんないじめでも共通しているのは被害者の心を深く傷つけ、取り返しのつかない事態になり得ることです。ですので、いじめはいち早く発見し、対処していく必要があります。今回はいじめの定義や種類、対処方法をご紹介します。と思います。

○いじめの定義

最初にいじめの定義が明確にされたのは昭和61年です。このときに定義されたこととして、学校の内外は問わないことや心理的なものもいじめに該当するとあります。ですが、学校が事実を確認しているものをいじめとするという項目があり、学校が事実を確認しない限り、いじめと判断されません。これによって被害者が訴えたとしても取り下げられてしまうことがあります。

しかし、平成6年に再定義されたものではこの項目が削除され、「個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的におこなうことなく、いじめられた児

童生徒の立場に立って判断すること」が追加されました。これにより、いじめかどうかの判断を学校がおこなうのではなく、被害者に寄り添って判断するように変化しました。それでも単発的な攻撃だけだったり、被害者がいじめを我慢したりするといじめだと判断されないという可能性が残りました。そこで、平成18年にいじめの定義から「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言が削除され、いじめかどうかの判断は被害者の立場に立っておこない、いじめとは被害者が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとなりました。

また、平成25年にはいじめの範囲にインターネットも含まれることや、一定の人間関係の注釈などが加えられました。更に、現在では「いじめ」が犯罪行為にも発展し得るとされ、警察に相談することや、被害者の意向を配慮することの重要性も明文化されています。

○いじめの種類

次に、いじめにはどのようなものがあるかご紹介したいと思います。

①暴力的・肉体的ないじめ
これは、いじめと聞くと誰もが

最初に想像する内容かと思えます。殴る・蹴るなど直接身体に害を及ぼすものを指します。他にも物を使っての行為や、傷が残らないように行為に及ぶなどの場合もあります。

②性的ないじめ

これは身体的特徴の悪口を言うことや、服を脱がせたり、性的接触をしたりといったことが該当します。異性間だけでなく、同性間でもあります。更に、同性間の場合、悪ふざけとされることが多いので対応が遅れる可能性があります。また、行為を受けたことを他人に言いたくないと考えてしまうことが多く、問題が悪化してしまうことがあります。

③集団で一人を無視する

この行為の特徴は、いじめが発覚するのが遅いことです。その理由として目に見えにくい行為なのでいじめが証明しにくいことと、周りに相談できないことです。集団が一人に向けておこなうので「助けに入ったら自分がターゲットにされるかも」という恐怖により助けに入らず、いじめに加担してしまうことが多いです。

(次号に続きます)

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。

総務課 人権政策係